

行政文書公開諾否決定期間延長通知書

8平議第54号
令和8年6月26日

西久保 祐輔 様

平塚市議会



令和8年6月12日付けで公開請求がありました行政文書の公開については、条例第10条第4項の規定により、次のとおり諾否の決定期間を延長しましたので通知します。

なお、諾否の決定を行ったときは、通知します。

公開請求に係る行政文書の内容

1. 政務活動費の支出項目における上限設定に関する記録の一切

平塚市議会政務活動費の使途項目（広報費を含む各項目）に上限額を設けること、またはその算出基準・配分等について協議・決定・調整した一切の会議（議長会、会派代表者会議、議会運営委員会、その他任意の協議の場、意見交換会、懇談会等、名称や公式・非公式の別を問わない）に係る以下の行政文書。

(a)当該会議等の開催通知、次第、レジュメ、配布資料、成案、合意書、覚書、申し合わせ事項等の文書。

(b)当該会議等の議事録、議事概要、結果報告書、復命書、決裁文書。

(c)当該会議等において、またはその前後の調整過程において、議会局職員、議長、副議長、その他出席者が職務上作成・取得した手控えメモ、備忘録、打ち合わせメモ、電子メール（職員間、または職員と議員・会派間で受発信されたものを含む）、その他の記録（電子データを含む）一切。

2. 広報費の上限（42万円）設定に関する記録の一切

平塚市議会政務活動費の項目のうち、「広報費」の上限を「42万円」と定めることについて協議・決定・調整した一切の会議（上記1と同様に名称や公式・非公式の別を問わない）に係る、上記（a）から（c）までに掲げる一切の行政文書・記録・電子データ。

条例第10条第1項の規定による決定期間

令和8年6月12日から令和8年6月29日 まで

決定期間を延長した後の諾否の決定を行う期限

令和8年8月12日 まで

決定期間を延長する理由

文書の特定に時間を要するため。

主管課

議会局

総務担当

電話番号 0462-23-1111

内線 2366